

〔報告〕 日本における石碑保存の歴史的事例とその考え方

朽津 信明

1. はじめに

2011年の東日本大震災を機に「震災遺構」という言葉に関心が集まり¹⁾、過去に建てられていた津波記念碑についても、大きく注目されることとなってきている²⁾。津波記念碑に限らず、石碑というものは事実の記録であれ死者の供養であれ災害の教訓であれ、過去の人々からの何らかのメッセージがそこに込められているものであり、内容の精査が十分に行われた先には、その保存が次に求められることが多い³⁾。例えば東日本大震災時には、過去に建てられていた津波被災に関する教訓が記された石碑の存在が、集落を救った事例が報道されていた⁴⁾。このことは、石碑を良好な状態で保存することが、その石碑に興味のない人たちにとっても貢献可能な場合があることを示している。一方で、2018年の西日本豪雨時には、過去に起きた洪水被害を示す石碑が建っていた地区で、水害が再び繰り返されてしまったことも伝えられている⁵⁾。明治時代に建てられていたその石碑の保存状態が特に悪かったわけではないことから、後者の事例は、石碑をただ物理的に良好な状態で保存すればそれだけで人々の役に立てるというわけではなく、先人が石碑に残したメッセージを、現代もしくは将来の人々に有効に伝えて行くことがさらに求められていることを意味している。

文化財の保存を考える際には、過去に試みられてきたその保存の歴史を俯瞰して整理することにより、これからの保存方法を検討するのが有効である点を指摘してきている⁶⁾が、本稿では、日本において、過去にどのような考え方で石碑の保存が試みられてきているかを具体的に見ていくことから、石碑を今後どのように保存していくべきかを考えてみることにする。

2. 文化財としての石碑の価値

まず、本稿で扱う石碑という言葉について規定する。辞書的な意味での石碑は、「石に文を刻んで建てたもの⁷⁾」とされており、つまり何らかの文章が刻まれている石が「石碑」と定義されることになるだろう。「金石文」という言葉があるように、銘文は石以外にも、金属や木材、陶板などに刻まれて残される場合も豊富に見出すことができるが、本稿では石碑を取り上げる以上、あくまでも文章が刻まれている天然の岩石に限って検討する。また、「建てた」という言葉には、独立した石材を人間が意図する場所に設置したニュアンスが含まれて感じられるが、現実には天然の崖に文章が刻まれた磨崖碑の事例も多数存在し、また一部の板碑では埋納が意図されたと推測されるような事例もあることから、その利用形態は問わず、本稿では単に文章が刻まれた状態の石を石碑と認識することにする。

そうすると、例えば石仏などの石造物に紀年銘が刻まれている事例は決して少なくないが、そうした石仏も定義上は全て石碑の一種としての面も併せ持っているとして理解され、同様に石造五輪塔でも石橋でも、銘文を持てばいずれも石碑としての一面を持ち合わせる事例がごく多数想定されてくることになる。しかしながら本研究では、あくまでも一般的な石碑の保存の歴史を俯瞰することが目的であるため、たとえ定義上は石碑の一種と捉えられるとしても、石仏であれば石仏として、五輪塔であれば五輪塔として、それぞれ本来の意義を第一義としてこれま

で保存が図られてきているものについては敢えて取り上げる意義が乏しいと考えられる。そこで以下では、銘文が刻まれた石の中で、まずはその銘文を持つという価値を第一義として守ることが意図されて過去に保存が試みられてきた事例を中心に見ていき、周辺事例も適宜検討していく形とする。

では、「石碑を守る」ということを考える場合に、守られなければならない石碑としての価値は一体どこにあるのだろうか。その答としては、一つには銘文に表現された文章内容に価値が存在するという事に恐らく異論は出ないだろう。だからこそ、銘文内容が読み出されて電子情報の形でデータベース化され、それが公開されている石碑の事例も現代には存在している⁸⁾。冒頭で触れた東日本大震災時に集落を救った津波記念碑の話では、「此処より下に家を建てるな」という銘文内容が伝えられていたからこそ、人々の命が救われたと考えられる。

しかし、石碑に表現されている文章の内容を単に元の石とは別の媒体に記録するだけでは伝えられない、石碑の持っている他の情報というものも明らかに存在し、だからこそ例えば拓本作成という行為が古くから行われてきたのだと考えられる。拓本は、石碑が持つ、字の大きさ、字体、字間、配置、さらには文字情報以外の文様など、銘文内容が単純にデジタル情報化されるだけでは表現できない、様々な情報をも吸い上げることが可能な技術であり、さらに彫り具合や石材の質感や凹凸をより忠実に伝えるためには、石碑のレプリカ製作が行われる場合も豊富に見出すことができる。後者の場合に守られなければならない石碑としての価値は、碑文に示されている文章だけではなく、石碑の全体形状だったり石材の色や質感などだったりという、石碑が持ち合わせている造形にも存在していると理解されることになる。だとすれば、意図的な加工が施されていない、例えば自然石に銘文が刻まれているだけの状態の石碑であったとしても、その石碑の形状や質感などを忠実に伝えるという面についても、石碑の保存として検討される必要が確実にあると考えられる。

一方で、どんなに厳密に石碑の造形が再現されたとしても、それだけでは伝えられない情報をオリジナルの石碑が含んでいる場合も想定され得る。例えば津波の最高到達地点に津波記念碑が建っていた場合には、そのレプリカが単に博物館に展示されているだけでは、そのレプリカに石碑自身の造形がどんなに忠実に再現されていたとしても、製作者が伝えなかった津波の最高到達地点に関する情報を十分に伝えることは困難と判断されることになる。この場合には石碑の立地が伝えられるべき価値に含まれるという理解となり、だとすればオリジナルの石碑自身が博物館に移設されていたら、それが物理的にどんなに良好な状態で存在していたとしても、価値が十分に伝えられているとは言えないことになる。このように石碑自身ではなく、その石碑に関わる周辺情報の方にも守られなければならない価値が含まれている場合も存在すると考えられ、そうした周辺情報の保存が試みられてきた事例も考えていく必要がある。

以上から本稿では、①文献資料としての石碑の保存、②造形としての石碑の保存、③石碑に関わる周辺情報の保存、という3つの観点に分けて、以下で日本における石碑の保存の歴史について考えていくこととする。

3. 文献資料としての石碑の碑文内容の伝承

現在残されている歴史的な石碑は、いずれも何らかの形でそれを保存して伝えようと尽力した人々がいたからこそ残ってきたと考えられるが、本章では、具体的に文献資料としての石碑に碑文として表現された文章内容を、過去の人々が後世に伝承しようとした試みについて考えてみることにする。現代の文化財行政でも、石碑が文書という位置づけで取り扱われる事例は多く、例えば大田原市にある那須国造碑は、古文書という範疇で国宝指定を受けており、古く

は東村山市にある板碑〈元弘三年斎藤盛貞等戦死供養碑〉が現在古文書としての重要文化財だが、1913年に旧国寶の指定を受けている。

碑文の内容を伝承するには、まずはその文章を紙などの別媒体に採録する方法が歴史的に数多く試みられてきている。碑文内容が紙に採録された古い事例としては、例えば伊予湯岡碑(道後温湯碑)がよく知られている。これは、松山市の道後温泉を訪れた聖徳太子らによって石碑が西暦596年に建立された際の経緯及びその碑文内容が、奈良時代に成立した『伊予国風土記』に記され、さらに鎌倉時代に成立した『釈日本紀』や『万葉集註釈』の中でその逸文が伝えられたものである⁹⁾。この伊予湯岡碑自体は現存せず、またその内容が記された『伊予国風土記』のオリジナルも現在は失われた状態にあるが、元々の伊予湯岡碑に刻まれていた碑文の内容は、現代の我々にまで伝えられているという事例である。なお、現代の道後温泉には、伝えられてきた伊予湯岡碑の碑文内容を新たに石に刻んで現代に建てられた石碑が複数存在しており、紙媒体を経由して伝えられてきた内容が再び石に刻み直されてさらなる石碑の伝承が試みられるに至っている。

また、7世紀の出来事が銘文として記されている宇治市の宇治橋断碑の碑文内容が、14世紀に成立した『帝王編年記』に全文記録されていた事例も取り上げられることが多い¹⁰⁾。宇治橋断碑は、7世紀に宇治橋が架橋された際の経緯を記した石碑で、1791年に土中から再発見されたが、その発見時には碑全体の中で首部三分の一程度しか残存していない状態だった。しかし、『帝王編年記』に書き移されて残されていた碑文の内容に基づいて、1793年には欠損していた石碑の下部が復元されて、現在は古文書として重要文化財指定を受けて宇治市内で保存が図られている。

上記で宇治橋断碑の下部が後天的に製作されたのは、厳密に言えば元々の石碑を模したのではなく、あくまでも紙の文書に書き移されて残されていた内容に基づいて石碑が新たに造られた事例と捉えられるべきことになるが、残存する石碑に表現されている文章を、別の石に書き移すことによって別の石碑が新たに作成された事例(移刻という)も歴史的に豊富に見出すことができる。例えば、掛川市指定文化財であるゲイスベルト・ヘンミイ墓は、1798年にその地で客死したオランダ商館長・ヘンミイの墓碑だが、現在オリジナル墓碑の脇には、墓碑に刻まれた銘文が移刻された石碑が建っている(図1)。この石碑は1925年に、墓碑に表現されていたオランダ語の文章が書き移されて建てられたもの¹¹⁾だが、オリジナルは伏碑であるため墓碑上面に刻まれている刻銘は侵蝕を受けて現在は判別するのがかなり困難な状態にあり、立碑として存在する移刻碑は、碑文内容を知るための貴重な存在となっている。このように、後世の移刻によって、現在は解読が困難な状態にあるオリジナル石碑の内容を知ることができる事例は、他にも少なくない。



図1. 掛川市指定文化財であるゲイスベルト・ヘンミイ墓(手前)とその移刻碑(奥)

なお、字体や文字配置などを問わずに単に文章内容を別の個体に刻み込む行為は移刻と呼ばれるが、外形、色彩、材質などを元の石碑の存在状態に意図的に似せて刻出する行為は「模刻」という概念として、移刻からは区別されることになる。また、レプリカという言葉は、模刻によるものだけでなく、描画、鋳造、塑造などの概念も含めて広く複製品全般に用いられる言葉であるため、石に刻まなくとも例えば木やFRPなどの素材で石碑のレプリカが作られた事例が多数存在する。それらの中で完成度が不十分な状態にある模刻事例については、それを模刻と呼ぶべきか移刻と呼ぶべきかの判断が微妙となるようなケースも存在することが予想される。先述のヘンミイ墓の脇に建つ石碑については立碑であることから、伏碑であるオリジナル石碑の造形情報を忠実に再現しようとした意図が認められず、移刻の一例と判断して本章内で取り上げたが、その他の事例で、製作時にレプリカ製作の意図が存在したと明確に判断される場合には、その完成度は問わず、それを「②造形としての石碑の保存」に該当すると判断して次章以降で改めて論じることとする。

この他、碑文に表現されている内容を、より直接的に記録・伝承する方法として、拓本作成が古くから行われている。拓本は、石碑に紙を密着させて凹凸を写し取る技術で、それによって碑文の文章内容だけでなく、字体や文字配置などの情報もある程度記録・伝承できることから、純粋に「①文献資料としての石碑の保存」だけでなく、「②造形としての石碑の保存」としての一面も併せ持っていることと捉えることも可能だが、拓本は基本的には二次元情報であり、伝えられるのはあくまでも石碑の持つ造形情報のうちの一部分に過ぎないため、本稿では①文献資料としての石碑の保存の一形態と解釈して、本章内で論じることとする。拓本技術は日本にはもともと中国から伝わったものとされ、鎌倉時代に成立した『元亨釈書』に出てくる、中国から来た僧侶である虎関師鍊によって1319年に拓本作成が行われた場面がその古い記録と考えられている。この時には虎関師鍊が、既に破損して断片となっていた京都市の東寺にある石碑について、紙に写し取ってその全文内容を解説しようとする試みが表現されていて、これが日本における拓本作成、及び拓本に基づく石碑研究の先駆的事例とされている¹²⁾。この話の基となった東寺の石碑は現存せず、不完全とは言え虎関師鍊による拓本を介することで、オリジナルの碑文内容が現代まで伝承された事例と捉えることができる。

またこのように、現物は現存しないが、過去に採られた拓本が現存することからその内容とともに字体や配置などの情報をも知ることができる石碑の事例は多数知られている。例えば江東区の長慶寺には芭蕉の門人たちが芭蕉を偲んで1694年に建てた句塚があったが、戦災で失われて現在は台石のみが残る状態で区の史跡となっている。この地に1774年に建てられていた句塚碑も現在は失われているが、戦災前に採られていたその拓本で内容を知ることができ、「芭蕉翁句塚碑拓本」は歴史資料として江東区の有形文化財となっている¹³⁾。このような石碑の拓本は中国では歴史的に膨大な点数が各時代に作られているが、その中で比較的古い段階で日本にもたらされて以後日本で伝えられてきたものについては日本で文化財指定を受けている例もあり、例えば東福寺所伝宋拓碑文などは書跡典籍として国指定重要文化財となっている。

なお、碑文として伝えられている文章内容や、石碑で過去に採られた拓本をデータベース化する試みが近年広く行われるようになってきており、例えば東京大学史料編纂所による金石文拓本史料データベース¹⁴⁾では、上記の宇治橋断碑の拓本など、300基以上の石碑の拓本が公開されている。

4. 石碑の造形情報の伝承

次に、②造形として石碑の保存が図られた事例を考えてみる。現代の文化財行政でも、文書

としての価値ではなく造形で指定を受けている石碑の事例も少なくなく、例えば立川市普濟寺の石幢は1953年に考古資料としての国宝指定を受けている（もともと1913年に旧国寶指定）が、「延文六（1361）年七月」の銘を持つことから石碑としての一面を持ち合わせている。また筑西市の定林寺板碑は工芸品としての茨城県指定有形文化財であり、前章で見た掛川市指定文化財であるゲイスベルト・ヘンミイ墓は建造物の範疇である。国指定では、高梁市の臍帯寺石幢及び石塔婆が建造物として重要文化財指定を受けているが、このうちの石塔婆には築造経緯と年代を示す碑文が確認され、通常は「三尊板碑」として取り扱われることの多い石碑である。この「造形としての石碑の保存」という概念は、前章でも触れた模刻のような方法を通じてオリジナルの石碑が持つ造形情報を伝承する試みと、例えば地震などの要因で破損してしまった石碑に対して修復を施すことで、オリジナルの造形そのものを保存しようとする試みとに分けて考える必要がある。本章ではまず、前者の石碑の造形情報を伝承する試みについて考えることとし、物理的存在としての石碑自身の保存については次章で別に検討する。

ただし、「石碑の造形情報」の中には様々な概念が含まれており、それらを完璧に伝えるためには最終的に「物理的存在としての石碑自身の保存」が必須であって、そうでない試みはどんなに精巧であっても厳密には不十分な形での造形情報の伝承と見做さざるを得ない。そうになると、前章で触れた移刻と模刻とを厳密に区別することは不可能という判断とならざるを得ないが、本章ではその完成度は度外視し、あくまでも製作者の意図として造形情報の伝承が試みられた模刻事例を取り上げることから話を進めていく。

日本における石造物の模刻の古い事例としては、例えば京都府笠木町にある笠置寺の弥勒磨崖仏が、宇陀市の大野寺に模刻された事例¹⁵⁾がよく知られている（大野寺石仏として国指定史跡）。これは、後鳥羽上皇が宋人石工に模刻を命じて1209年に完成したもので、オリジナルの笠置寺のものが結果的に後世の戦乱に伴って現在はわかりにくくなっているため、その様子を今に伝える貴重な存在となっている。ただしこれはあくまでも磨崖仏の模刻であって、現状でそこに銘文の存在は知られていないため、これを「石碑」の模刻例と見ることはできない。

石に表現された碑文が模刻された古い事例としては、阿弥陀経石の模刻例が挙げられる。阿弥陀経石とは、阿弥陀経の銘文が石に刻まれたものことで、中国には多数の事例が存在する中で、日本にも中国襄陽の龍興寺に伝わる阿弥陀経石の模刻作品とされるものが1198年にもたらされ、宗像市の宗像大社に現存していて国の重要文化財に指定を受けている（考古資料としての重要文化財・経石〈正面阿弥陀如来像／背面阿弥陀経〉）。そして、遅くとも江戸時代には宗像大社の阿弥陀経石のレプリカが日本でさらに作られ、京都市内の二カ所に現存して伝えられていることが知られている¹⁶⁾。一つは知恩寺にある1714年に造られた模刻（図2）で、もう一つが正林寺にある1746年に造られた模刻である。いずれも、現代の博物館などで見られる石碑のレプリカと比べるとその完成度は高いとは思われないものの、例えば知恩寺の銘文中に



図2. 知恩寺にある阿弥陀経石の模刻碑（1714年築造）

「模写襄陽石刻阿弥陀経」という言葉が見られ、明らかに宗像大社の阿弥陀経石を模刻することを通じて、襄陽石刻阿弥陀経のオリジナルの造形を伝承しようとした意図が認められることから、本稿ではこれらを「石碑の造形情報の伝承」が意図された模刻事例として扱う。これらのレプリカは、遠く中国にある阿弥陀経石や宗像大社に伝わるそのレプリカ、さらにはそれが12世紀に日本にもたらされていた事実などが、18世紀以降の京都の人々に共有されることに、大きく寄与したことだろう。

こうした石碑のレプリカ製作は、明治以降になると各地で数多く試みられるに至っている。例えば「大秦景教流行中国碑」は、もともと781年に長安に建てられていた古代キリスト教関連の古碑で、現物は現在西安碑林博物館にあるが、そのレプリカが日本にも存在している。例えば1907年以降、デンマーク人であるホルムによって多数製作された石膏製の模造品のうちの 하나가1913年に京都大学に贈られ、現在は京都大学総合研究博物館に存在する¹⁷⁾。またそれに先立つ1911年には、イギリス人であるゴルドン夫人によって石造のレプリカが高野山に建てられて、現在まで伝えられている¹⁷⁾。

なお、現代になってからの石碑のレプリカ製作に際しては、対象物の外形を目で見て模して製作する、いわゆる「見取り」による模刻ではなく、現物を物理的に型取りすることに基づいて凹凸を写し取り、例えばFRPなど、石以外の材料によって新たに創造されることの方が一般的となっている¹⁸⁾。こうした技法によって様々な石碑のレプリカが一度に大量に製作された事例としては、1997年に国立歴史民俗博物館で行われた、「古代の碑 - 石に刻まれたメッセージ」に際しての一連の事業がある¹⁹⁾。この時には、15点に及ぶ古代の石碑に関してそれぞれの造形情報を伝承するレプリカが一堂に会して展示されている。また、この時に3章で見た宇治橋断碑については、オリジナルが欠損した状態の石碑下部に関して、江戸時代の復元に基づくものとは別に、現代の学術的検証に基づいて推定される当初状態を復元したレプリカも製作されており、7世紀のオリジナル石碑の造形情報の伝承も合わせて試みられている。

また、近年の計測技術の向上に伴い、三次元計測が行われてその造形情報がデジタル情報として記録される石碑の事例が飛躍的に増えてきている。例えば、国指定史跡・加賀藩主前田家墓所では、2004年から歴代藩主墓の三次元計測が継続して試みられた²⁰⁾が、その中で高岡市にある前田利長墓所は石造笠塔婆型墓碑で構成されており、これは銘文が刻まれた石であることから本稿における石碑の定義に該当し、そのレーザー三次元計測が行われた先駆的事例と考えられる。その後、SfM技術の普及などにより、通常のデジタル写真を撮影することに基づいてより簡易に対象物の三次元情報を得ることが可能となっており、例えば1927年に建てられた南房総市の震災復興記念碑がこの技術で三次元データ化される²¹⁾など、石碑の三次元計測は各地でごく一般的に試みられるに至っている。

さらに、前章で見た碑文内容や拓本だけではなく、造形まで含めた石碑のオリジナル情報をアーカイブ化する試みも増えてきており、例えば国立民族学博物館は2017年より、「津波の記憶を刻む文化遺産 - 寺社・石碑データベース -」として、津波記念碑に限定されるものの各石碑の写真情報を含んだ石碑情報を公開している²²⁾。また、写真情報だけではなく石碑の三次元情報のデータベース化に関しては、高知県内の地震津波碑についてアーカイブ化が進められている²³⁾。その中には、3Dプリンタにより石碑を出力するプロジェクトも含まれており、これが原寸大で行われればレプリカ製作の新たな技法に該当することになると予想され、石碑の造形情報を伝承する手段はさらなる広がりを見せることになるだろうと期待される。

5. 物理的存在としての石碑自身の保存・修復

4章で見たのは、あくまでも石碑の持つ造形情報が、オリジナルの石碑自身とは別に保存されて伝承が試みられた事例についてだったが、当然のことながら石碑の個体そのものの保存が試みられた事例も歴史的に豊富に見ることができる。そこで本章では、石碑自身を物理的に守ることが能動的に行われた過去の事例を見ていくことにする。

例えば中国の西安碑林は、膨大な数の石碑の保存が意図されて成立したものだと考えられており²⁴⁾、前章で見た「大秦景教流行中国碑」も一度は国外に持ち出されそうになったものが碑林に移されて守られた経緯がある¹⁷⁾が、日本でも宇城市の重要文化財・浄水寺碑（古文書）は、奈良時代末から平安時代初期にかけての石碑が天保二（1831）年に一カ所に集められて保存が図られた事例として知られている²⁵⁾。石碑の移転という行為は恐らく日本でもかなり古くまで遡ると考えられるが、浄水寺碑については、1831年にはそれぞれの碑の上に雨除けの目的で石造の笠も設けられており、保存を主たる目的として石碑が集められた行為と判断される。（なお、2016年の熊本地震で浄水寺碑は被災したが、その後修復が図られている。）

石碑が原位置から後世に移動される動機には様々なことが想定されるが、結果的に見ればそれが物理的な石碑の保存に寄与することになった事例も歴史的に決して珍しくない。日本ではキリスト教の禁教令が出されていた時代があり、それ以前に造られていたキリシタン墓碑の多くはその時期に破壊されたと考えられるが、意図的に地下に埋められたことによって現代まで伝えられたと考えられる事例も知られている。例えば四条畷市の大阪府指定有形文化財（歴史資料）である「千光寺跡出土 田原礼幡キリシタン墓碑」は、天正九（1581）年に造られたキリシタン墓碑が2002年の発掘調査で発見されたもの²⁶⁾だが、その時には寺院の境内地に埋められた状態で出土しており、これは墓碑が原位置から意図的に移動されて埋設されたことで保存が図られた事例と考えられている。なおこのキリシタン墓碑は、現在は四条畷市立歴史民俗資料館で保存・展示が図られており、このように石碑が博物館などの建物内に移されることで保存が図られる事例は、現代ではごく一般的に見られるようになってきている。また他に、例えば埼玉県毛呂山町の延慶の板碑（1310年）が、環境面の配慮から1962年に県道沿いの場所から森林に囲まれた場所に移された事例²⁷⁾なども見られ（板石塔婆として移動後の1965年に埼玉県指定文化財（考古資料））、保存を目的とした石碑の移動例は数多く指摘することができる。

石碑保存の目的で現地に覆屋が設けられた事例に関しては、浄水寺碑以前にも例えば徳川光圀から仙台藩主に宛てた多賀城碑保存を要望した書状の存在や、嗚呼忠臣楠子之墓の保存事例がそれぞれ知られている⁶⁾。多賀城碑は、東北地方制圧の拠点として成立した多賀城の築造経緯を記して762年に建てられたと考えられている多賀城市に現存する石碑（国指定重要文化財（古文書））だが、1695年頃、徳川光圀はその保存を憂いて碑の上に碑亭を建てるよう、仙台藩主に要望する書簡を出しており、実際に近年の発掘調査によってその頃に建てられたと見られる建物の痕跡が多賀城碑周辺で見つかっている。嗚呼忠臣楠子之墓は、楠木正成の功績を讃えて徳川光圀が1692年に神戸市の湊川神社に建てた石碑だが、やはり1695年頃には碑亭が建てられていたことが確認される。いずれの事例でも、現在は代替わりした新しい覆屋が設けられて、それぞれの石碑の保存が図られている。このように、それまで野晒しの状態にあった石碑に新たに覆屋が設けられるケースは、現代になってからごく一般的に各地で見られるようになってきている。

覆屋構築以外で石碑の物理的保存の明確な意図が見出される歴史的事例としては、他に大阪市にある大地震両川口津波記石碑（大阪市指定有形文化財・歴史資料）が挙げられる。これは、

1854年に起きた安政南海地震に伴う津波被害を伝える石碑だが、文末に「願くハ、心あらん人、年々文字よミ安きやう墨を入給ふへし」とあり、その適切な維持管理によりこの石碑を恒久的に保存するよとの意思が、碑文自体に明確に示されている。実際に、墨入れの儀式は現在も続けられて石碑の保存が試みられており²⁸⁾、この事例では碑文内容だけでなく、碑文を守るという行為自体が、次の世代へと伝承されるべきものと認識されている。

一方、破損した石碑を修復することで、その造形を守ろうとした試みも歴史的に見ることができる。3章で見た宇治橋断碑で江戸時代に補われた下部は、オリジナルの造形を守ろうとした修復というよりは、あくまでも後天的に補われて付け加えられた部材だが、例えば新宮市の一遍上人名号碑では、江戸時代に明確な意図を持ってオリジナルの石碑の修復が試みられた痕跡が確認される。一遍上人名号碑は、弘安三（1280）年に造られた一遍上人自身の真蹟による石碑と伝えられ、現在は和歌山県指定史跡・一遍上人名号碑建立之地に建つ砂岩製の石碑だが、宝暦十（1760）年に他阿一海によって「修補」が行われたことが『熊野年代記（年代記第式）』に記述されている²⁹⁾。現在の一遍上人名号碑（行書碑）は、折れた状態にある砂岩製のオリジナルの石碑の断片が、その外形に合うように削り貫かれた状態にあるより大きな別の石材（火成岩）に嵌め込まれた状態で接合されて存在しており（図3）、この嵌め込みによる修復措置が1760年に行われた「修補」の内容であると判断される。これは、明確な意図を持ってオリジナル石碑の物理的形狀の保存が意図された行為と認められる。なお、現在は別石に嵌めこまれた状態にある名号碑全体を覆う形で覆屋が存在しており（図3）、これは、能動的に石碑自身の保存が意図された行為が、後世にさらに行われたことを示している。

このような「物理的存在としての石碑自身の保存」という行為は、現代では各地で日常的に行われるようになっており、破損した石碑の修復についても、上記に見た自然石以外に、金属や合成樹脂などの現代材料などを用いることによって試みられるケースもごく一般的になって



図3. 和歌山県指定史跡・一遍上人名号碑建立之地に建つ名号碑とその覆屋
名号碑自体は破損していて、削り貫かれた別石に嵌めこまれて修復されている。

いる。古い事例としては、1977年に行われた文明十七（1485）年銘を持つ所沢市の熊野神社板碑の修復の際に、ステンレスの心棒や接着用のエポキシ樹脂、そして欠損部充填に伴うイソシアネート系樹脂やアクリルエマルションの使用が報告されている³⁰⁾。近年で言えば、2011年の東日本大震災で被災した水戸市の弘道館記碑の修復で、ステンレスボルトやエポキシ樹脂による破損部の接着、アクリルエマルション等の合成樹脂を用いた硬化や、FRPを用いた石碑の補強などが施されている³¹⁾。また、先述の一海による一遍上人名号碑の修復行為では、破損した石碑がオリジナルの砂岩とは性質の異なる火成岩に嵌め込まれて補強されている点を指摘したが、近年ではコンクリートのような現代材料に嵌め込まれて補強される石碑の事例も見られるようになってきており、例えば徳島県石井町の見性寺板碑は嘉暦二（1327）年の銘を持ち、結晶片岩製だが、現在はコンクリートに嵌め込まれた状態で建っている（図4）。

6. 石碑に関わる周辺情報の保存

次に、石碑自身ではなく、石碑に関わる周辺情報の保存が意図されたケースについて考えてみる。石碑が持つ周辺情報としては、まずはその置かれている場所に関する情報が挙げられ、現代の文化財行政でも有形文化財の概念ではなく、記念物として史跡の概念で指定を受けている石碑の事例も少なくない。例えば山ノ上碑（指定名は山上碑及び古墳）、多胡碑、金井沢碑で構成される高崎市のいわゆる上野三碑は、それぞれがいずれも1954年に特別史跡指定を受けており（もともといずれも1921年に史蹟名勝天然記念物保存法下で史蹟指定）、前章で見た湊川神社にある楠木正成の墓は楠木正成墓碑として国指定史跡である。

他に、高梁市の笠神の文字岩は、1307年に成羽川上流の水運路が完成した経緯を刻んだ記念碑で史跡として国指定を受けているが、1968年には新成羽川ダム建設に伴って磨崖碑である文字岩自身はダムの底に沈むこととなった。これに伴ってこの時、この文字岩のレプリカが型取りに基づいてFRPで製作され、ダムの水際の、常時到達可能な範囲で原位置に最も近接した場所に設置されて今日に至っている³²⁾。元の碑が水没することに伴ってレプリカが製作される行為自体は、4章で既に取り上げた②石碑の造形情報の伝承として位置付けられるが、原位置が水没してアクセスができない状況下でレプリカの設置に際して、なるべく原位置に近い場所が選ばれている点に、石碑の持つ位置情報保存の意図が伺える。単純に石碑の造形情報の伝承だけを尊重するのであれば、レプリカとして大地から切り離された状態にある資料は、博物館内の安定した環境下で保存・公開された方が造形情報の物理的損傷は抑えられると考えられるが、成羽川の原位置になるべく近接した場所がその設置場所として選ばれたのは、位置情報という石碑に関わる周辺情報の保存が重要視された結果と解釈される。また、1797年に作州久



図4. 徳島県石井町の見性寺の板碑
破損した石碑がコンクリートで補強されて建っている。

世天領代官・早川八郎左衛門が笠神の文字岩を訪れた際に、銘文を読み出した所感を歌にして刻んだ歌碑のレプリカが、文字岩レプリカの横に現在置かれている（図5）。この碑のオリジナルは、あくまでも文字岩を読んだことが動機となってオリジナルの文字岩横の岩に刻まれていたやはり磨崖碑であり、水没後にそのレプリカを文字岩レプリカの横に置くことにより、歌碑の造形を伝承するだけでなく、その築造経緯という周辺情報をも伝承することが意図された事例と捉えることが可能だろう。

この事例のように、石碑のレプリカが製作される場合には、そのレプリカの設置の仕方にも、石碑の価値の捉え方が反映されることになる。例えば岐阜県神戸町にある日吉神社の石造狛犬は国指定重要文化財（彫刻）だが、天正五（1577）年の銘を持ち石碑としての一面を併せ持っており、現在は専用の収蔵庫内で保管されている。その本来の場所には現在は模刻によるレプリカが置かれており（図6）、位置情報の伝承がレプリカによって試みられている事例である。逆に、敢えて現地とは異なる場所にレプリカを展示することによって、石碑の価値を伝承しようとする試みもある。例えば上で紹介した山ノ上碑、多胡碑、金井沢碑のそれぞれのレプリカが、2016年に高崎駅構内に設置された³³⁾のはその代表的な事例である。高崎駅は三碑が存在する高崎市の現代における玄関に当たる場所であり、そこに一堂に会した状態で三碑のレプリカを展示することで、本来は相互に離れて存在する石碑について、単体ではなく有機的繋がりを持った「上野三碑」としての新たな価値の伝承が試みられている。

次に、磨崖碑ではなく独立した石碑の場合には、後世に原位置から動かされている事例が少なくないが、本来とは別の場所で保管されていた石碑を、後世になってから原位置に戻すことによって、石碑の周辺情報を回復しようとする試みも行われることがある。例えば文京区指定文化財（歴史資料）である向丘記碑は、もともと1828年に徳川斉昭の水戸藩駒込邸の庭園に建立された石碑だったが、その土地が東京大学の敷地となってから大学の都合で原位置から移転されて存在していた。この碑に対して、2005年から「向岡記」碑研究グループによる価値の回復プロジェクトが行われ、合成樹脂などを使用した保存修復処理を経て前章で見たような物理的存在としての石碑自身の保存が試みられることとなった。その後、碑は厳密に推定される原



図5. 笠神の文字岩のレプリカ（右）と早川代官歌碑のレプリカ（左）

位置そのものではないものの、原位置に近い東京大学浅野キャンパス内に戻されて展示され、石碑の履歴やオリジナルの位置情報などの周辺情報も伝えられることが意図されている³⁴⁾。

また、歴史的な石碑ではないが、石碑の持つ位置情報の回復が近年になってから意図された事例としては、泉佐野市の「泉ヶ丘碑」の例が指摘できる³⁵⁾。これは、昭和十年代半ばに旧泉ヶ丘駅前ロータリーに設置されていた石碑だったが、1961年に撤去されて長らく行方不明になっていたものである。その後駅名は東佐野駅に変わり、2011年からの駅前再整備に伴って、別の場所で発見された石碑が元の位置である駅前ロータリーに戻された事例である。この石碑に書かれている「泉ヶ丘」という碑文内容は、この地が泉ヶ丘という土地であり、駅名がかつては泉ヶ丘駅という名称であったという歴史を伝えるものであり、この移設事業は、まさに石碑自身というよりも石碑が持つ周辺情報の方の回復が意図された、現代の人々による行為と位置づけられる。

その他、5章で見た宇城市の浄水寺碑に関しては、2013年に行政の手により「物理的存在としての石碑自身の保存」が試みられ、各碑を覆う木造覆屋が構築された。その際には、古代の石碑を覆うだけでなく、1831年に後天的に付け加えられた笠が取り外されることなくそのさらに外側に覆屋が構築されており、また天保二（1831）年銘の修理碑の上にも一部屋根が伸びて保護対象とされている（図7）。2015年に浄水寺碑が国の重要文化財指定を受けた際には、天保二年修理記念碑も附指定を受けており、オリジナルの石碑ばかりでなく、天保年間にその修理が意図されたという履歴、すなわち石碑に関わる周辺情報まで含めてその保存・伝承が行政により試みられた事例と言える²⁵⁾。

なお、データベースに関して言えば、4章で見た国立民族学博物館による「津波の記憶を刻む文化遺産—寺社・石碑データベース—」では、写真情報ではなく各石碑の位置情報が地図上で示されており、これは石碑のデータだけではなくその周辺情報（位置情報）も含めてデータベース化が試みられている事例である。

7. 考察

以上これまでに見てきた、日本で過去に行われてきた石碑の保存の前例を表1に纏めて示して俯瞰し、石碑の保存に当たっての今後の方向性について検討を加えてみる。

まず、3章で見たように、碑文内容を伝承することについては、既にデータベース化が各方面で試みられており、また過去に採られた拓本情報のデータベース化も行われつつある。そのようにしてデジタル化された碑文情報は、メディアの更新が続いて行けば今後基本的には次の世代へと引き継がれていくことになるだろう。拓本作成に関しては、対象物に紙を押し当てることなく画像解析を行うことからデータを二値化して銘文を読み出す技術も開発されつつあ



図6. 天正五（1577）年銘を持つ日吉神社の重要文化財・石造狛犬のレプリカ
オリジナルは収蔵庫にあり、レプリカで原位置の情報が示されている。



図7. 浄水寺碑に付け加えられた現代の覆屋（2014年）
天保年間に付加された笠を取り外すことなくその保存が図られている。
2016年に熊本地震で被災したが、その後さらに修復が図られた。

り³⁶⁾、こうした技術の発展により、今後は石碑をこれ以上痛めることなく、石碑の銘文情報が有効に引き出されて蓄積されていくことが期待される。ただし情報の蓄積という点では、冒頭でも紹介した⁵⁾、西日本豪雨で2018年に被災した地区に明治時代に建てられていた石碑についても、その碑文内容は今回の水害以前にネット上でも既に全文公開されていたものであり³⁷⁾、データベース化したらそれで話が終わるわけではなく、その情報を如何にして現代及び将来の人々に有効に伝えて行くかが問われていくことになる。

この点に関しては、例えば宮崎市にある外所大地震供養碑の存在³⁸⁾が一つのヒントとなり得るかも知れない。ここには、1662年の日向灘地震に関連した7基の石碑（供養碑）が確認されるが、それらは1662年の被災からおおむね50年ごとに供養祭が繰り返されてきた痕跡と考えられており、1基目と2基目は既に文字を読み取ることができない状態になっているものの、その後、1810年、1862年（造立は1908年?）、1925年、1957年、そして2007年の銘を持つ石碑がそれぞれ建てられていたことを確認することができる。この2基目以降の石碑は、いずれも本稿でこれまで見てきた移刻碑でも模刻碑でもなく、オリジナルの石碑の価値を直接的に伝承する存在とは言い難いが（碑は現時点でいずれも文化財としては未指定）、最初の石碑に恐らくは込められていたであろう日向灘地震に関するメッセージは、確実に現代まで受け継がれていることが窺われる。また、東日本大震災で津波被害のあった岩手県大槌町で展開されている、「3.11復興木碑設置プロジェクト」の存在³⁹⁾も注目される。これは、敢えて石碑ではなく朽ちやすい木碑として記念碑を建てることで、それを4年に一度作り換えることによってメッセージの伝承を試みるプロジェクトで、ある意味で伊勢神宮の式年遷宮にも通じる伝承方法と考えられる。伊勢神宮の本殿が現時点で文化財指定を受けていないように、これらの考え方は、一面では文化財としての石碑の保存とは方向性が若干異なるようにも見えるが、5章で見た大阪府指定有形文化財である大地震両川口津波記石碑における墨入れの儀式を考へても、石碑自身の保存とメッセージを伝承するための行事とは決して両立し得ないものとは思われず、石碑の価値を後世へと有効に伝承することに、大いに考慮されることが望まれる参考事例と言える。

一方、情報のデジタル化は4章で見たように石碑の造形情報の伝承でも試みられ始めており、

表1. 本稿で保存事例として紹介した石碑の一覧（紹介順）

| 名称 | 現在地 | 年代 | 備考 |
|--------------------|------|--------|------------|
| 大津波記念碑 | 宮古市 | 1933年 | 高さ130 cm |
| 水害碑 | 坂町 | 1910年 | 高さ約2 m |
| 伊予湯岡碑 | 現存せず | 596年 | 紙の文書に採録 |
| 宇治橋断碑 | 宇治市 | 7世紀 | 現高48.3 cm |
| ゲイスベルト・ヘンミイ墓 | 掛川市 | 1798年 | 長辺174 cm |
| ゲイスベルト・ヘンミイ墓移刻碑 | 掛川市 | 1925年 | 高さ約2.5 m |
| 芭蕉翁句塚碑 | 江東区 | 1774年 | 拓本のみ現存 |
| 阿弥陀経石 | 宗像市 | 1198年 | 高さ168 cm |
| 阿弥陀経石模刻碑 | 京都市 | 1714年 | 智恩寺に現存 |
| 阿弥陀経石模刻碑 | 京都市 | 1746年 | 正林寺に現存 |
| 大秦景教流行中国碑 | 中国西安 | 781年 | 高さ270 cm |
| 大秦景教流行中国碑石膏模造碑 | 京都市 | 1913年 | 京都大学に現存 |
| 大秦景教流行中国碑石造レプリカ | 高野町 | 1911年 | 高野山奥の院に現存 |
| 前田利長墓碑 | 高岡市 | 1646年 | 高さ約7.5 m |
| 浄水寺碑（代表して南大門碑） | 宇城市 | 790年 | 高さ123 cm |
| 千光寺跡出土 田原礼幡キリシタン墓碑 | 四条畷市 | 1581年 | 高さ43.5 cm |
| 延慶の板碑 | 毛呂山町 | 1310年 | 高さ364 cm |
| 多賀城碑 | 多賀城市 | 762年 | 高さ248 cm |
| 嗚呼忠臣楠子之墓 | 神戸市 | 1692年 | 高さ約1.5 m |
| 大地震両川口津波記石碑 | 大阪市 | 1855年 | 高さ約2 m |
| 一遍上人名号碑 | 新宮市 | 1280年? | 修復後、高さ約1 m |
| 熊野神社板碑 | 所沢市 | 1485年 | 高さ158 cm |
| 弘道館記碑 | 水戸市 | 1841年 | 高さ328.5 cm |
| 見性寺板碑 | 石井町 | 1327年 | 修復後、高さ約1 m |
| 多胡碑 | 高崎市 | 8世紀 | 高さ129 cm |
| 笠神の文字岩 | 高梁市 | 1307年 | 磨崖碑、レプリカあり |
| 早川代官歌碑 | 高梁市 | 1797年 | 磨崖碑、レプリカあり |
| 日吉神社石造狛犬 | 神戸町 | 1577年 | 像高74 cm |
| 向丘記碑 | 文京区 | 1828年 | 高さ約1.5 m |
| 泉ヶ丘碑 | 泉佐野市 | 1940年頃 | 高さ約2 m |
| 外所大地震供養碑（代表して第三碑） | 宮崎市 | 1810年 | 高さ約30 cm |

この概念までの「石碑の保存」は、今後やはりデジタル化・データベース化が中心になっていくことが予想される。かつてはレプリカ製作においては見取りに基づく石材への模刻が主体であったものが、型取りに基づくFRPなどの別材質による造形が主体へと変化していったように、3Dプリンタの性能が向上して行けば後は三次元計測に基づく3Dプリンタ出力へと、石碑の造形保存の主体が変わっていく可能性も考えられる。こうした情報のデジタル化は、5章で見たような石碑の保存や修復に関する情報や、6章で見たように石碑自身に直接関わる情報だけでなく石碑の周辺情報の伝承にも応用され始めており、今後「石碑の保存」が議論される場合には、近視眼的に石碑自身に直接示されている情報だけを伝承するのではなく、今日までに至る保存の経緯や修復履歴、存在位置の変遷など、石碑に関わる様々な周辺情報をも含めて総合的な伝承が考えられていく必要があるだろう。

行政的に考えると、例えば5章で見た毛呂山町の延慶の板碑は原位置から移動した後に考古資料として埼玉県指定を受けており、原位置近くに戻された経緯を6章で紹介した向丘記碑も歴史資料としての文京区指定を受けている。その一方で、笠神の文字岩は水没前から史跡指定を受けているが、レプリカの設置に当たっては原位置になるべく近接した場所が選ばれている点を6章で指摘しており、これらの事例は、石碑の本質的価値のあり方が指定に影響を及ぼすのはもちろん、逆に行政的な価値判断がその石碑の持つ情報の伝承方法に重大な影響を与え得る一面も示唆している。それで言えば、3章で見たゲイスベルト・ヘンミ墓は建造物としての掛川市指定を受けていることから、立碑である移刻碑で碑文を確認できるだけでは造形としての碑の価値が十分に伝承できているとは思わず、オリジナルの墓碑の保存にも今後は何らかの対処が望まれることになるかも知れない。また、それぞれ代替わりしているとは言え、5章で見たように徳川光圀によって覆屋が設けられて以来同じようにその保存が継続して図られているにも関わらず、多賀城碑は特別史跡・多賀城跡の範囲内で碑は古文書としての重要文化財指定を受けているのに対し、楠木正成墓碑は現状は史跡指定のみである。石碑としての「嗚呼忠臣楠子之墓」の古文書としての価値をどのように伝承していくべきかといった、指定の範疇に関わる検討も、今後の行政に課せられた課題となるだろう。実際、例えば6章で紹介した多胡碑は、既に特別史跡という現在の文化財保護法では最高の指定を受けているにも関わらず、「多胡碑国宝化委員会」という組織が結成され⁴⁰⁾、古文書としての多胡碑の価値の伝承が求められている。国宝という言葉を法律用語と捉えず単純に日本語としての「国の宝」と認識し、文化財保護法上の他の範疇よりも国宝指定を特に難がる傾向は一般的に見られる誤解ながら、用語の問題から離れ、1966年に特別史跡指定されていた（もともと1922年に史蹟指定）「多賀城跡 附 寺跡」の範囲内で1998年になってから古文書として重要文化財指定を受けた多賀城碑の前例を考えると、それに先立つ1954年に特別史跡指定（もともと1921年に史蹟指定）を受けていた多胡碑の古文書として価値の伝承を求める意見としてならば、一定の説得力は認められる。

このように、通常は「石碑の保存」と言えば、保存科学的には物理的存在としての石碑自身の保存だけがイメージされがちであるが、石碑の価値の捉え方によって、それを伝承する方法には様々な考え方が想定されることになる。また、破損した石碑の修復に際して、オリジナルの石碑とは異なる材料が使用されて補強される事例は5章で見たように江戸時代以前からも見ることができ、その時代の「最新の材料」を適用する考え方は必ずしも現代に始まったことではない。それらの考え方を理解するとともにその後の経過や歴史的な評価に学ぶことは、今後の石碑の保存修復方針を検討する上で、有効な示唆を与えてくれることだろう。石碑の保存に当たっては、このように守られるべき価値がどこにあるかが十分に議論された上で、それを実

現するために最も有効な方法が検討されていくことが望まれる。

謝辞 本稿を纏めるに当たり、和歌山大学の後誠介氏から一遍上人名号碑に関して、文化庁の森井順之氏からゲイスベルト・ヘンミイ墓に関して、それぞれ有益な情報をご教示いただいた。以上を記して御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 朽津信明・森井順之：保存科学から見た被災遺構の保存・活用の歴史、保存科学、56、15-32 (2017)
- 2) 例えば、立命館大学歴史都市防災研究センター：津波碑調査—明治・昭和・チリ津波と平成大津波—、http://r-dmuch.jp/jp/project/tsunami_monument.html (2012)
- 3) 秋本悠喜・桜井慎一：教訓を後世に伝承する津波碑の保存整備に関する研究、沿岸域学会誌、28、29-40 (2015)
- 4) 読売新聞2011年3月30日付 (<http://archive.fo/7LCUf>)
- 5) 朝日新聞2018年8月5日付 <https://www.asahi.com/articles/ASL7Z5V2BL7ZTIPE03N.html>
- 6) 朽津信明：日本における覆屋の歴史について、保存科学、50、43-57 (2011)
- 7) 新村出 (編)：広辞苑第五版、岩波書店 (1998)
- 8) 例えば、フィールドミュージアム京都：いしぶみデータベース (2003) https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/rekishi/fm/ishibumi/gyoseilist_frame.html
- 9) 小島憲之：聖徳太子団の文学、学鑑、95、4、4-9 (1998)
- 10) 藪田嘉一郎・清水卓夫・川勝政太郎・佐々木利三：京都古銘選釈 一、宇治橋断碑、史迹と美術、134、33-37 (1942)
- 11) 宮永孝：日本におけるオランダ人墓、法政大学社会学部学会、35、89-218 (1989)
- 12) 野尻かおる：目から鱗の拓本解読法、荒川ふるさと文化館だより、7、4 (2001) <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/arapura/furusato/dayori.files/dayori-07.pdf#>
- 13) 江東区地域振興部文化観光課文化財係編：江東区の文化財 1 (深川北部)、江東区地域振興部文化観光課文化財係 (2012)
- 14) 例えば、東京大学史料編纂所：金石文拓本史料データベース (2011) <http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>
- 15) 大矢良哲：笠置寺式弥勒石仏について、史迹と美術、502、63-66 (1980)
- 16) 景山春樹：宗像と京の阿弥陀経石、史迹と美術、378、282-288 (1967)
- 17) 礪波護：唐代長安の景教碑と洛陽の景教経幢、大谷大学図書館・博物館報『書香』、7、7-12 (2010)
- 18) 小島道裕：博物館とレプリカ資料、国立歴史民俗博物館研究報告、50、443-460 (1993)
- 19) 国立歴史民俗博物館：古代の碑—石に刻まれたメッセージ— (1997)
- 20) 徳田義孝：地上型レーザーキャナー計測による文化財への活用事例、先端測量技術、99、64-71 (2008) http://archive.sokugikyo.or.jp/pdf/apa93_2007_01/APA998.pdf#
- 21) 内山庄一郎・井上公・鈴木比奈子：SfMを用いた三次元モデルの生成と災害調査への活用可能性に関する研究、防災科学技術研究所研究報告、81、37-60 (2014)
- 22) 国立民族学博物館：津波の記憶を刻む文化遺産 —寺社・石碑データベース— (2017) <http://sekihi.minpaku.ac.jp/>
- 23) 谷川亘・浦本豪一郎・内山庄一郎・折中新・山品匡史・原忠：高知県の地震津波碑の保全に向けたデジタルアーカイブ化計画、歴史地震、32、127 (2017)

- 24) 山本謙治：西安碑林博物館と館蔵碑誌装飾文様について、阪南論集 人文・自然科学編、42、25-36 (2007)
- 25) 宇城市教育委員会：肥後国浄水寺古碑群02 (2012)
- 26) 四條畷市史編さん委員会編：四條畷市史 第五卷 (考古編) (2016)
- 27) 村本達郎：毛呂山町川角崇徳寺跡延慶の板碑、毛呂山町教育委員会 (1963)
- 28) 長尾武：『大地震両川口津浪記』にみる大阪の津波とその教訓、京都歴史災害研究、13、17-26 (2012)
- 29) 神保圭志：万歳道考 = もうひとつの御幸道？、熊野歴史研究、22、19-30 (2018)
- 30) 茂木曙：所沢市熊野神社板碑の修復処置、保存科学、16、30-34 (1977)
- 31) 文化庁文化財部記念物課：特別史跡旧弘道館 東日本大震災に伴う 弘道館記碑等の復旧事業報告書 (2015)
- 32) 田中修實：中世吉備の流通と河川一史料に読む河川利用一、岡山県立記録資料館紀要、10、7-17 (2015)、歴史地震、18、34-41 (2002)
- 33) 産経新聞2016年4月16日付 <https://www.sankei.com/region/news/160406/rgn1604060030-n1.html>
- 34) 原祐一：向岡記」碑 保存修復報告書 「向岡記」碑の研究、六一書房 (2008)
- 35) 産経新聞2018年3月31日付 <https://www.sankei.com/region/news/180331/rgn1803310024-n1.html>
- 36) 上相英之・上相真之・多仁照廣：石造遺物銘文取得のためのアーカイビング手法の開発、人文科学とデータベース、18、59-66 (2012)
- 37) 藤本理志・小山耕平・熊原康博：広島県内における水害碑の碑文資料、広島大学総合博物館研究報告、8、91-113 (2016) <https://home.hiroshima-u.ac.jp/museum/siryu-data/kennyuuhoukoku8/08huzimoto.pdf>
- 38) 安井豊・田辺剛：日向灘の外所地震津波調査について、験震時報、26、33-38 (1961)
- 39) 吉田優作：災害を後世に伝えるために～木碑プロジェクト～、地域防災、19、36-37 (2018)
- 40) 長谷川義明：国宝化に向けて、広報「群馬自治」、群馬県町村会 (2003) <http://www.gck.gr.jp/gunmajiti/column/column1504.htm>

キーワード：拓本 (rubbed copy)；移刻 (copy carving)；レプリカ (replica)；修復 (restoration)；データベース (data base)

History and Way of Thinking of Stelae Conservation in Japan

Nobuaki KUCHITSU

In the present paper, how stelae have been conserved in Japan will be discussed. First, transcribing the inscription contents of a stela on another media such as paper can be found at the latest in the 8th century. A rubbed copy was practiced in Japan at the latest in the 14th century. Producing a replica of a stela was examined already in the 18th century. In the present-day, a replica is not made by carving on a stone but normally by using a mold of other materials. Three-dimensional measurement is also utilized to pass on the value of a stela, recently. Intended conservation of stelae by establishing shelters was carried out in the 17th century, and restoration of a damaged stela can be observed in the 18th century. Historically, attempts have also been made to pass on information about the location or history of stelae as a link on their conservation. Therefore, when considering the conservation of stelae, it will be required not to try to keep only the outward form but the various information surrounding the stelae as well.